

第一章 総論

第1節 機構（組織）の概要

1 保健所事務分掌（令和4年4月1日現在）

保健総務課

総務係

- (1) 健康危機管理の総括に関する事。
- (2) 看護学校に対する運営事業補助に関する事。
- (3) 大津市保健所運営協議会に関する事。
- (4) 保健所衛生委員会に関する事。
- (5) 保健衛生統計調査及び医療統計調査に関する事。
- (6) 献血に関する事。
- (7) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等に関する事。
- (8) 公印の保管に関する事。
- (9) 庁舎の維持管理に関する事。
- (10) 公用車の管理に関する事。
- (11) 課、地域保健推進室及び医療安全支援センターの一般庶務に関する事。

医事薬事係

- (1) 病院、診療所及び助産所の許可及び届出、並びに監視指導に関する事。
- (2) 医薬品等の販売等の許可及び届出、並びに監視指導に関する事。
- (3) あん摩マッサージ指圧師等の届出及び監視指導に関する事。
- (4) 毒物劇物販売等の登録及び監視指導に関する事。
- (5) 衛生検査所に関する事。
- (6) 医療従事者の免許に関する事。
- (7) 麻薬及び向精神薬の免許申請等に関する事。
- (8) 医療機能情報及び病院報告に関する事。
- (9) 医療安全に関する事。

地域保健推進室

- (1) 地域保健に係る施策の総合的な企画、調査及び研究に関する事。
- (2) 地域保健事業の実施に関する事（すこやか相談所の分掌事務に属するものを除く。）。
- (3) 大津市保健医療基本計画及び健康おおつ21に関する事。

すこやか相談所

- (1) 地域保健に係る施策の企画、調査及び研究に関する事。
- (2) 地域保健事業の実施に関する事。
- (3) 地域保健事業に係る衛生統計及び保健衛生思想の普及向上に関する事。

医療安全支援センター

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の13第1項各号に掲げる事務に関する事。

地域医療政策課

- (1) 地域医療施策の企画、調整及び推進に関する事。
- (2) 地方独立行政法人市立大津市民病院との連絡調整に関する事。
- (3) 地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会に関する事。
- (4) 救急医療に関する事。
- (5) 在宅医療に関する事。
- (6) 地域リハビリテーションの支援に関する事。
- (7) 公益社団法人大津市医師会、一般社団法人大津市歯科医師会及び一般社団法人大津市薬剤師会との連絡調整に関する事。
- (8) 地域の保健医療に係る各種団体等に対する補助に関する事。
- (9) 課の一般庶務に関する事。

衛生課

生活衛生係

- (1) 興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所及び遊泳用プールの衛生に関するすること。
- (2) 温泉の利用の許可に関するすること。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関するすること。
- (4) 専用水道、簡易専用水道及び飲用井戸等の衛生に関するすること。
- (5) 生活衛生に係る啓発に関するすること。
- (6) 衛生営業総合管理システムに関するすること。
- (7) 一般公衆浴場運営補助金に関するすること。
- (8) 衛生害虫の相談に関するすること。
- (9) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関するすること。
- (10) 狂犬病予防注射済票の交付に関するすること。
- (11) 飼い犬の鑑札の交付に関するすること。
- (12) 課の一般庶務に関するすること。

試験検査係

- (1) 国等の試験研究機関との調整に関するすること。
- (2) 食品等の試験検査に関するすること。
- (3) 感染症に係る試験検査に関するすること。
- (4) 大気汚染、水質汚濁等環境に係る試験検査に関するすること。

食の安全推進係

- (1) 食の安全・安心に係る企画及び調整に関するすること。
- (2) 食育推進の総括に関するすること。
- (3) 食の安全・安心に係る啓発に関するすること。
- (4) 特定給食施設の届出及び監視指導に関するすること。
- (5) 食品の表示（保健事項）に関するすること。
- (6) 専門的栄養指導に関するすること。

食品指導係

- (1) 食品衛生関係施設の営業許可等及び監視指導に関するすること。
- (2) 食品の表示（衛生事項）に関するすること。
- (3) 食中毒及び不良食品の調査指導に関するすること。
- (4) 食鳥処理の事業及びふぐの取扱いの規制に関するすること。
- (5) と畜場及び化製場等（動物の飼養又は収容のための施設を除く。）に関するすること。
- (6) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）に関するすること。
- (7) 食品等事業者の自主的な衛生管理の推進に関するすること。
- (8) 食品衛生関係功労者等の表彰に関するすること。

動物愛護センター

- (1) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (2) 第1種動物取扱業の登録に関すること。
- (3) 特定動物の飼養許可に関すること。
- (4) 動物の飼養又は収容のための施設に関すること。
- (5) 狂犬病の予防に関すること。
- (6) 飼い犬の登録に関すること。
- (7) 滋賀県動物保護管理センターとの連絡調整に関すること。
- (8) 防疫に係る消毒に関すること。
- (9) 公印の保管に関すること。
- (10) 動物愛護センターの庶務に関すること。

保健予防課

管理係

- (1) 結核予防対策の事務（契約等）に関すること。
- (2) 風しん対策に関すること。
- (3) 肝炎治療特別促進事業に関すること。
- (4) 肝炎重症化予防事業の検査費用助成に関すること。
- (5) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関すること。
- (6) 特定医療費（指定難病）の公費負担に関すること。
- (7) 原子爆弾被爆者の援護に関すること。
- (8) アスベスト救済法に関すること。
- (9) 課の一般庶務に関すること。

感染症対策第1係

- (1) 感染症対策に関すること。
- (2) 感染症発生動向調査事業に関すること。
- (3) 新型インフルエンザ対策（住民接種、特定接種）に関すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策に関すること。
- (5) 家畜防疫対策（高病原性鳥インフルエンザ等）に関すること。

感染症対策第2係

- (1) 特定感染症の検査・相談に関すること。
- (2) 結核予防対策に関すること。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 感染症医療療養費に関すること。
- (5) 肝炎重症化予防事業のフォローに関すること。

精神・難病支援係

- (1) 精神保健福祉相談に関すること。
- (2) 思春期・ひきこもり家族支援に関すること。
- (3) 自殺対策に関すること。
- (4) 精神障害者の退院後支援に関すること。
- (5) 家族会支援に関すること。
- (6) 難病対策に関すること。
- (7) 精神科病院実施指導に関すること。

新型コロナウイルスワクチン接種対策室

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に関すること。

健康推進課

管理係

- (1) 健康増進に係る事業の総括管理に関すること
- (2) 総合保健システムに関すること。
- (3) 公印の保管に関すること。
- (4) 課の一般庶務に関すること。

健康支援係

- (1) 健康増進（がん検診に関するものを除く。）に係る保健施策の企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 健康増進思想の普及及び啓発に関すること。
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- (4) 国民健康保険の保健事業に関すること。
- (5) 生活習慣病等疾病対策に関すること。
- (6) 健康教育及び健康相談（乳幼児に関するものを除く。）に関すること。
- (7) 各種の健康診査及び検診（乳幼児健康診査及び乳幼児歯科健診並びにがん検診を除く。）に関すること。
- (8) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく受動喫煙の防止対策の推進に関すること。
- (9) 歯科保健（乳幼児に関するものを除く。）に関すること。
- (10) 食育の推進及び普及に関すること。
- (11) 健康推進関係団体への支援に関すること。

乳幼児保健係

- (1) 母子保健（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものに限る。）に係る施策の企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 母子保健事業（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものに限る。）の実施に関すること。
- (3) 乳幼児の健康教育及び健康相談に関すること。

母子保健係

- (1) 母子保健（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものを除く。）に係る施策の企画、調査及び研究に関すること。
- (2) 母子保健事業（乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものを除く。）に関すること。
- (3) 児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病に関すること。

がん対策推進係

- (1) 健康増進（がん検診に関するものに限る。）に係る保健施策の企画、調査及び研究に関すること。
- (2) がん対策の普及及び啓発に関すること。

- (3) がん検診に関すること。
- (4) 肝炎ウイルス検診に関すること。

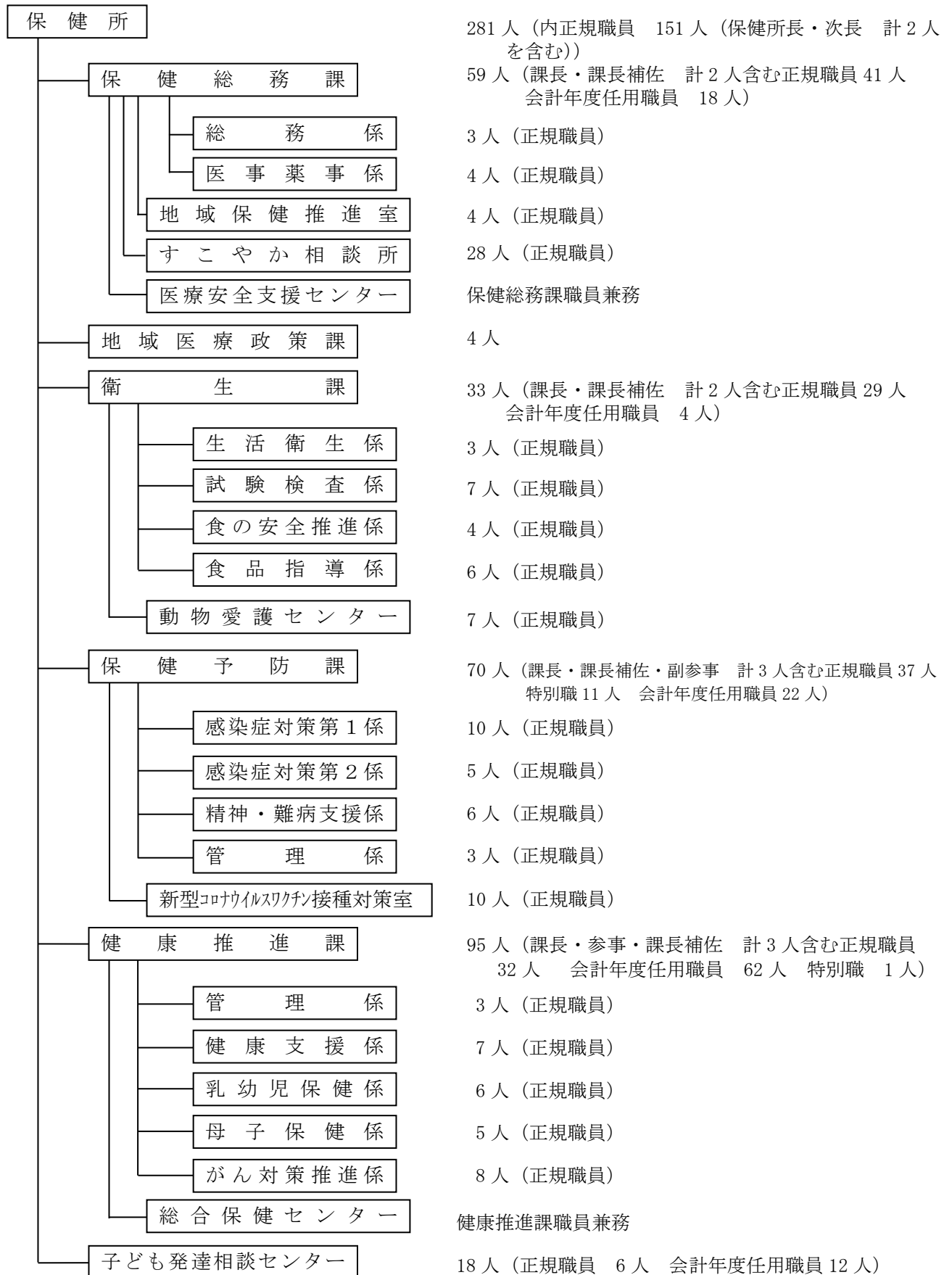
子ども発達相談センター

- (1) 発達に係る相談及び助言に関すること。
- (2) 発達に係る診察及び検査に関すること。
- (3) 発達障害児等の福祉に係る研修会等の開催その他の啓発に関すること。
- (4) 発達障害児等及びその家族の支援に係る関係機関との連携及び調整に関すること。
- (5) 発達障害児等の早期発見、早期対応、支援施策の企画に関すること。
- (6) 公印の保管に関すること。

2 沿 革

- 平成21年 4月 1日 大津市保健所開設（中核市移行に伴う）
※保健総務課、衛生課、保健予防課
場所：大津市におの浜四丁目4-5
※健康推進課、総合保健センター
場所：大津市浜大津四丁目1-1明日都浜大津2階
※大津市動物愛護センター
場所：大津市仰木の里一丁目24-2
※すこやか相談所【和邇、堅田、比叡、中、膳所、南、瀬田】
- 平成23年 7月25日 膳所すこやか相談所移転
- 平成27年 2月 2日 におの浜から明日都浜大津1階へ移転
子ども発達相談センター開設
- 平成27年 4月 1日 医療安全支援センター開設
- 平成29年 4月 1日 地域医療戦略室開設
グループ制から係制へ移行
保健総務課の食に関する事務分掌が衛生課へ移管
- 平成30年 4月 1日 健康支援係が保険年金課から健康推進課へ移管
- 令和 3年 2月 1日 新型コロナウイルスワクチン接種対策室開設
- 令和 3年 4月 1日 地域医療戦略室を地域医療政策課に改編
- 令和 4年 4月 1日 地域保健推進室開設
すこやか相談所が健康推進課から保健総務課へ移管

3 保健所組織図 (令和4年4月1日現在)



※会計年度任用職員には、産休・育休・病休代替を含む

4 職種別職員構成

令和4年4月1日現在（単位：人）

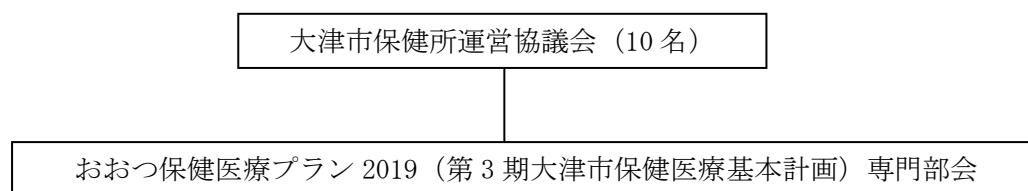
		職 員 数	医 師	獣 医 師	薬 劑 師	保 健 師	歯 科 衛 生 士	診 療 放 射 線 技 師	臨 床 検 査 技 師	管 理 栄 養 士	発 達 相 談 員	化 学 職	消 防 職	事 務 職	現 業 職
所 長		1	1												
次 長		1										1			
保健 総務課	課長・課長補佐	2												2	
	総務係	3											1	2	
	医事薬事係	4			2									2	
	地域保健推進室	4			1	2								1	
	すこやか相談所	28				28									
小計		41			3	30							1	7	
地域医療政策課		4				1								3	
衛 生 課	課長・課長補佐	2								1				1	
	生活衛生係	3			2									1	
	食品指導係	6			5							1			
	食の安全推進係	4		1	1					1				1	
	試験検査係	7		1	2				1			3			
	動物愛護センター	7		3										1	3
小計		29		5	10			1	2		4		4	3	
保 健 予 防 課	課長・課長補佐・副参事	3				1								2	
	感染症対策第1係	10			1	4		1						4	
	感染症対策第2係	5				2								3	
	精神・難病支援係	6				5								1	
	管理係	3												3	
	新型コロナウイルスワクチン接種 対策室	10				1								9	
小計		37			1	13		1					22		
健 康 推 進 課	課長・参事・課長補 佐	3	1			1								1	
	管理係	3												3	
	健康支援係	7				2	1			1				3	
	乳幼児保健係	6				1	1				3			1	
	母子保健係	5				4								1	
	がん対策推進係	8				5								3	
小計		32	1			13	2		1	3			12		
子ども発達相談センター		6	1			1					3			1	
合 計		151	3	5	14	58	2	1	1	3	6	5	1	49	3

5 委員会等

(1) 大津市保健所運営協議会

平成 21 年 4 月 1 日、大津市が中核市への移行により保健所政令市となったことに伴い、これまでの大津市保健対策協議会を発展的に解消し、平成 21 年度から「大津市保健所運営協議会」を設置している。この協議会は、地域保健法及び大津市保健所条例に基づき、市民の生涯にわたる健康の保持及び増進、並びに公衆衛生の向上に関する総合的な施策の推進を図るため、本市における地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する機関として設置したものであり、地域保健施策を推進するに当たり、医療及び福祉との連携を図り、総合的、一体的に推進するため、保健・衛生・医療機関及び団体、福祉団体、関係行政機関等の代表者及び公募により選ばれた市民から構成されている。

① 機構、組織（平成 21 年 7 月 1 日設置）



② 設置目的

- ・地域住民の意見を反映した保健所業務を行う。
- ・保健所が地域保健対策の中心的機関として企画及び調整等の機能を果たすとともに、医療・福祉との連携やライフサイクルを通じた包括的な健康づくりという視点から関係機関と連携して、地域保健対策を総合的に推進する。
- ・保健所業務の発展を期するため、関係者・関係機関等に対する理解を深めるとともに、地域の健康問題への関心を高める。

③ 構成員所属（10名：令和 4 年 4 月 1 日現在）

- ・大津赤十字病院 ・大津市医師会 ・大津市歯科医師会 ・大津市薬剤師会
- ・大津市健康推進連絡協議会・大津市民生委員児童委員協議会連合会・大津市食品衛生協会
- ・公益社団法人滋賀県獣医師会 ・大津警察署 ・公募委員（1名）

④ 開催状況

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催中止。

(2) その他の附属機関（令和4年4月1日現在）

名称	設置目的	所管課
地方独立行政法人市立大津市民病院 評価委員会	地方独立行政法人市立大津市民病院の業務実績に関する評価、中期目標の策定、中期計画の認可等に関し調査審議する。	地域医療 政策課
大津市予防接種健康被害調査委員会	予防接種に起因して発生した健康被害及びその事後対策について必要な事項を調査審議する。	保健予防課
大津市予防接種協議会	予防接種事業の円滑な実施のために必要な事項を調査審議する。	保健予防課
大津市感染症診査協議会	感染症の患者に対する就業制限、入院勧告、入院期間の延長及び医療の公費負担などに関し必要な事項を協議する。	保健予防課
大津市肺がん結核検診協議会	肺がん結核検診を円滑に実施するために必要な事項を調査審議する。	健康推進課
大津市消化器がん検診協議会	消化器がん検診（胃がんを除く）を円滑に実施するために必要な事項を調査審議する。	健康推進課
大津市胃がん検診協議会	胃がん検診を円滑に実施するために必要な事項を調査審議する。	健康推進課
大津市歯科保健推進協議会	歯科保健事業を円滑に実施するために必要な事項を調査審議する。	健康推進課
大津市乳がん検診協議会	乳がん検診を円滑に実施するために必要な事項を調査審議する。	健康推進課
大津市小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の4第1項の規定に基づき小児慢性特定疾病に係る医療給付の対象者の認定及び当該疾患の治療研究事業の実施に関し必要な事項を調査審議する。	健康推進課
大津市がん対策推進委員会	がん対策の推進に関する重要事項について必要な事項を調査審議する。	健康推進課

6 おおつ保健医療プラン2019（第3期大津市保健医療基本計画）

保健医療を取り巻く環境の変化を捉え、本市の実情に即した質の高い効率的な保健医療体制の整備を目指し、令和元年度から6年間の計画として策定した。

（1）プランの基本的な考え方

① 基本理念

いつまでもいきいきと暮らすことのできるまち・大津
～健康は自分で・地域で・社会でつくる～

② 基本目標

基本理念のもと、市民一人ひとりが自分の「こころとからだ」の健康に関心を持ち主体的に健康づくりに取り組むとともに、身近な地域で安全・安心な保健医療サービスが受けられる健康のまちづくりの実現を目指し、3つの基本目標を掲げてプランの推進を図る。

- ・生涯にわたる健康づくりを進めます
- ・安全で快適な生活環境づくりを進めます
- ・安心して暮らせる医療体制づくりを進めます

（2）プランの推進

① 進捗管理

本プランで目指す姿を実現するために、市民、行政（滋賀県、本市）、保健・医療・介護サービス提供者などの関係者の理解と協力を得て、計画に位置づけた施策を実行していく。

また、本プランの実効性を高めるために、毎年度、施策の推進状況とそれにより得られた成果について評価を行い、その結果を踏まえてより効果的な施策へと見直しを行う。

ア. 指標の設定

本プランをより実効性あるものとするために、取組ごとに目指す姿を明らかにし、目指すべき方向を踏まえて課題の解決に向けた施策を明示するとともに、施策の進捗状況の把握、評価を実施するため、指標を設定した。

イ. 進捗の評価

本プランを着実に推進するため、毎年度、設定した指標の改善、取組状況を把握し、本プランの進捗評価を行う。

なお、本プランの進捗評価については、毎年度、大津市保健所運営協議会（専門部会）で報告を行い、関係者間で目指す姿の実現に向けた課題の改善状況を共有し、更なる取組の展開へとつなげ、取組による成果を継続的に高めていく。

ウ. 中間評価

3年ごとに中間評価又は改定を行い、滋賀県保健医療計画との整合を図り、一体的に保健医療施策を推進する。

② 推進体制

本プランは、市民、行政、保険者、医療機関、関係団体などの多様な主体による一体となった取組が重要であることから関係者と施策の進捗状況や課題の改善状況を共有し、連携を図りながら施策を推進する。特に公益社団法人大津市医師会、一般社団法人大津市歯科医師会、一般社団法人大津市薬剤師会の果たす役割は大きく、これら三師会との連携を強めプランの推進を図る。

第2節 予算及び事業の概要

1 保健総務課

(単位：千円)

	令和3年度		令和4年度		説明(令和4年度)
	決算見込額	左の特定財源内訳	予算額	左の特定財源内訳	
1 職員給与費	95,787	使国 281 5,644	231,512	国 5,427	保健総務課(41人)
2 保健所運営事業	11,558	諸 525	12,240	諸 807	保健所の管理運営経費
3 総合保健対策事業	11,566	県 170	9,750	県 210	(1)総合保健対策事業 (7,449千円) 地域・職域における健康づくりを進めるための連携会議の開催や献血事業に取り組むほか、看護師を確保するため、市内看護師養成学校への支援を実施する。 (2)健康危機管理体制整備事業 (2,097千円) 健康危機事例発生時において、迅速かつ効果的な対応を行うため、平時より健康危機事例発生に備えた組織体制の整備と、大規模災害(原子力災害含む)が発生した場合に備えた市民啓発と情報提供、災害備品や医薬品の確保と維持を行う。 (3)健康おおつ21推進事業 (204千円) 大津市健康おおつ21(第2次計画)推進会議を開催し、関係機関、団体との協働のもとにその総合的な推進を図る。 また、健康おおつ21応援団事業を推進し、地域や事業所等との連携による健康づくりに取り組む地域づくりをさらに推進する。
4 医務薬務等指導事業	2,138	使 2,138	2,534	使 2,367	医療法、医薬品医療機器等法、毒物劇物取締法等に基づく許可及び届出に関する事務を行うとともに、医療機関や医薬品、毒物劇物等の製造・販売・管理を行う事業者に対し立入検査や監視指導を行う。また、医療に関する苦情や相談等に対応するため、保健総務課内に「医療安全支援センター」を開設し運営する。 (1)医療監視事業 (471千円) (2)会計年度任用職員等雇用経費 (1,727千円) (3)薬事指導事業 (307千円) (4)毒物劇物指導事業 (29千円)
5 衛生統計調査事業	788	国 788	2,461	国 2,461	厚生労働省において、政策の企画及び立案に必要な資料を得るために実施する保健衛生に関する各種調査について、保健所が国の委託を受けて実施する。
6 すこやか相談所管理運営事業			21,683	諸債 240 7,300	市民の健康増進を図るため、市内7ブロックごとにすこやか相談所を設置運営し、地域保健活動の充実を図る。 令和4年度から、すこやか相談所

						が健康推進課から移管された。	
7 墓地等経営許可事業	17		28			墓地、埋葬に関する法律に基づき、墓地等の経営許可を行う。	
8 会計年度任用職員雇用経費	46,547	国	3,349	74,428	国 県	8,325 8,694	保健所運営における事務補助や育休代替の会計年度任用職員雇用に要する経費
合 計	168,401	使 国 県 諸	2,419 9,781 170 525	354,636	使 国 県 諸 債	2,367 16,213 8,904 1,047 7,300	

2 地域医療政策課

(単位：千円)

	令和3年度		令和4年度		説明(令和4年度)
	決算見込額	左の特定財源内訳	予算額	左の特定財源内訳	
1 職員給与費	33,421		33,016		地域医療政策課(4人)
2 地域医療確保支援事業	120,809	県 18,200	169,385	県 18,173	(1)地域医療推進事業(18,345千円) 地域医療の一端を担う在宅医療の環境整備を進めるため、訪問看護・訪問診療体制強化事業や地域リハビリテーション支援体制整備事業を推進する。 (2)医療確保対策事業(151,040千円) 夜間及び休日、地域に必要な医療体制(後方医療、小児救急医療、公的病院等運営、私的二次救急医療)を確保するため、関係機関に対して、それぞれ財政支援を行う。 また、地方独立行政法人市立大津市民病院の業務実績評価を行うため、地方独立行政法人市立大津市民病院評価委員会を運営する。
3 地方独立行政法人市立大津市民病院運営支援等事業	1,853,705	諸 261,000	1,708,548		地方独立行政法人法に規定する設立団体が負担すべき経費(法人の事業の経営をもって充てることが適当でない経費など)について、総務省からの通知に基づく運営費負担金等を支出し、地域医療の確保を図る。
一般会計合計	2,007,935	県 18,200 諸 261,000	1,910,949	県 18,173	
病院事業債管理特別会計	2,392,158	債 1,510,500 諸 881,658	2,145,721	債 988,000 諸 1,157,721	地方独立行政法人市立大津市民病院の設備投資に関する長期債(移行前病院事業債など)を償還するとともに、新たな設備投資に必要な資金を長期貸付けし、これに必要な資金を長期借入れする。 なお、長期債務の負担義務は法人であることから、法人から本市への償還される額を財源として合わせて管理する。

3 衛生課

(単位：千円)

	令和3年度		令和4年度		説明(令和4年度)
	決算見込額	左の特定財源内訳	予算額	左の特定財源内訳	
1 職員給与費	193,125	使 11,569	184,514	使 9,421	衛生課(22人)動物愛護センター(7人)
2 総合保健対策事業	1,003	国 53 諸 77	2,093	国 1,527 諸 97	(1)食環境整備事業費 (2,093千円) 「大津市食育推進計画」の進捗管理及び啓発を行う。 また、特定給食施設及び多数給食施設において栄養管理が適切に行われるよう、施設に対する計画的な栄養指導を行う。また、国民健康・栄養調査を国の委託を受けて実施する。
3 生活衛生事業	4,590	使 123	4,737	使 424	(1)衛生総務事業 (4,313千円) 衛生課全体の一般事務、衛生関係営業施設総合管理システムの管理運営を行う。 (2)生活衛生監視指導事業 (286千円) 旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、温泉法及び滋賀県遊泳用プール条例に基づく営業施設の許可及び届出事務並びに監視指導(立入検査等)業務を実施する。 (3)生活衛生啓発事業 (138千円) 生活衛生を確保するため、事業者や市民対象の講習会開催や啓発資料(リーフレット等)の作成・配布などの啓発事業を実施する。
4 食品衛生事業	6,182	使 6,182	6,703	使 6,703	(1)食品衛生監視指導事業 (4,236千円) 食品衛生法、食品表示法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、滋賀県ふぐの取扱の規制に関する条例に基づく食品衛生関係施設の許可及び届出事務並びに監視指導(立入検査等)業務を実施する。 (2)食品衛生啓発事業 (936千円) 食中毒等の発生を防ぐため、市民を対象とした講習会や意見交換会を行い、正しい食品安全の知識の普及啓発及びリスクコミュニケーションを実施する。 (3)食品衛生自主管理推進事業 (1,531千円) 食品事業者自らが自発的に衛生管理を行うことを促すための助言、指導を行うとともに、HACCP適合証明制度の普及をすすめる。
5 検査事業	40,855	国 8	42,440	国 8	(1)検査施設管理運営事業 (29,901千円) 食品・生活衛生、感染症、環境(大気・水質)等に関する行政検査のための検査機器等の更新、維持管理及び運営を行う。 (2)衛生検査事業 (11,143千円) 食品の成分規格、残留農薬、アレルギー物質、放射性物質等の検査及び食中毒、感染症の原因究明のための検査、また、浴場水、医薬品等の検査を実施する。 (3)環境検査事業 (1,396千円) 工場・事業場の排水・排ガス、河川等の水質の検査を実施する。

6 動物愛護管理事業	7,531	使 諸	1,018 28	8,048	使 諸	486 30	(1) 動物愛護管理事業 (3,430 千円) 動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき許可及び届出事務並びに監視指導業務、動物愛護や適正飼育の啓発、犬・猫の引き取り、保護等の業務を実施する。 (2) 地域猫活動支援事業 (252 千円) 所有者不明の猫に係る諸問題を解決すべく、地域猫活動の普及啓発や不妊手術等を行う。 (3) 動物愛護センター管理運営事業 (2,111 千円) 動物愛護センターの管理運営に関する業務を実施する。 (4) 会計年度任用職員雇用経費 (2,255 円)
7 狂犬病予防事業	7,586	使	7,586	7,547	使	7,547	狂犬病予防法に基づき、狂犬病予防注射及び飼犬登録事務等の業務を実施する。
8 公衆浴場運営補助事業	5,918	県	1,501	6,390	県	1,501	地域住民にとって保健衛生上欠くことのできない公衆浴場の経営安定と自立を図るため、その実施した事業等に対して補助金を交付する。
9 防疫衛生事業	4			45			大津市防災計画に基づき、災害時等及び感染症発生時に防疫作業を実施する。
合計	266,794	使 国 県 諸	26,478 61 1,501 105	262,517	使 国 県 諸	24,581 1,535 1,501 127	

4 保健予防課

(単位：千円)

	令和3年度		令和4年度		説明（令和4年度）
	決算見込額	左の特定財源内訳	予算額	左の特定財源内訳	
1 職員給与費	371,634	国 108,109 県 4,436	316,978	国 30,000 県 2,844	保健予防課（37人）
2 感染症予防事業	961,147	国 469,234 県 31,306	780,579	国 418,169 県 79,279	<p>(1) 保健予防事業（8,734千円） 保健予防課全体に関する一般事務経費</p> <p>(2) 感染症予防事業（251,982千円） 感染症の流行予測のため発生動向調査を実施する。また、新型コロナウイルスを含む各種感染症の疫学調査、消毒、保健指導を実施し二次感染の予防に努める。</p> <p>(3) 感染症医療療養費事業（472,047千円） 感染症患者の医療費について、適正な医療の普及を図るため、入院の場合は医療に要する費用を、また通院の場合は必要な医療費の95%に相当する額を公費負担する。</p> <p>(4) 特定感染症予防対策事業（40,597千円） エイズ予防対策として、啓発・HIV検査・相談を実施し、性病予防対策として梅毒検査を実施する。また、薬害肝炎問題の対応としてウイルス性肝炎検査の実施、肝炎治療特別促進事業の申請窓口事務を実施する。 令和元年度から3ヵ年計画で、追加的風しん対策事業が開始され、令和4年度より3ヵ年延長となった。</p> <p>(5) 結核予防対策事業（7,219千円） 結核の早期発見、まん延予防及び患者の適正医療の確保のため、感染症診査協議会の運営、接触者健康診断、結核患者精密健診、服薬および療養支援、私立学校等健康診断費補助事業を実施する。</p>
3 予防接種事業	3,182,066	国 2,289,313 県 2,511	2,080,693	国 945,897 県 177	<p>感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法による予防接種を実施する。（ポリオ、四種混合（DPT-IPV）、BCG、日本脳炎、二種混合（DT）、麻しん、風しん、水痘、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防、B型肝炎、ロタウイルス感染症、インフルエンザ（高齢者）、高齢者肺炎球菌）</p> <p>令和元年度から3ヵ年計画で、追加的風しん対策事業が開始され、令和4年度より3ヵ年延長となった。</p>
4 難病支援事業	6,880	国 770 県 5,312	813	国 270 県 63	<p>(1) 難病患者地域支援対策推進事業（750千円） 難病患者に対する適切な在宅療養支援が行われるよう、関係機関と連携の下、在宅療養支援計画策定評価事業、訪問相談事業、難病対策研修事業等を実施し、難病患者地域支援対策を推進する。</p> <p>(2) 特定疾患治療研究事業（63千円） 原因が不明で、治療法が確立していない難病のうち厚生労働省が指定した疾患について、医療費の公費負担申請窓口事務を実施する。</p>
5 精神保健福祉事業	8,455	県 3,444	3,393	国 196 県 270	精神障害者が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう相談・支援体制の充実と、医療・保健・福祉関係者のチーム支援体制の充実に努める。自殺対策の検討。

6 健康被害対策事業	9	県 諸	6 3	11	県 諸	1 4	(1)被爆者対策事業 「原子爆弾被害者に対する援護に関する法律」に基づく医療費の給付、各種手当の支給に関する申請窓口事務、健康診断、原爆二世に対する健診案内、訪問介護費用の公費負担申請窓口事務を実施する。 (2)アスベスト対策事業 アスベストによる健康被害を受けられた方、または、その遺族の方で、労働災害の対象とならない方に対して支給される救済給付の受付事務を実施する。
合 計	4,530,191	国 県 諸	2,867,426 47,015 3	3,182,467	国 県 諸	1,394,532 82,634 4	

5 健康推進課

(単位：千円)

	令和3年度		令和4年度		説明(令和4年度)
	決算見込額	左の特定財源内訳	予算額	左の特定財源内訳	
1 常勤職員給与費	310,226	県 153	165,359	県 82	健康推進課(32人)
2 総合保健センター管理運営事業	122,737	国 19,497 県 2,951 諸 115	105,180	国 19,500	総合保健センターは、「生涯健康都市大津」をめざし市民の健康保持・増進と保健サービスの一層の充実を図る。 (1)総合保健センター運営事業 (39,273千円) (2)会計年度任用職員雇用経費 (40,320千円) (3)総合保健システム事業 (25,587千円)
3 すこやか相談所管理運営事業	8,140	国 59 県 62 諸 325			市民の健康管理を図るため、市内7ブロックごとにすこやか相談所を設置し、市民に対する保健・福祉サービスの向上を図る。令和4年度から、すこやか相談所が保健総務課へ移管された。
4 小児保健対策事業	205,136	使 2,921 国 94,055 県 5,462 諸 4,596	196,234	使 3,311 国 76,902 県 6,837 諸 3,689	乳幼児に対し、心身の健康管理についての適切な指導を行うとともに、心身障害及び各種疾病や虐待等の支援の必要性を早期に発見して、早期対応や治療に結びつけることを目的として実施する。 母子保健法に基づき、医療が必要な未熟児に対して養育に必要な医療の給付を実施する。 児童福祉法に基づき慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付を実施する。 令和3年10月から小児慢性療養生活支援事業を実施する。 (1)乳幼児健診事業 (30,368千円) (2)会計年度任用職員雇用経費 (7,643千円) (3)未熟児養育医療給付事業 (31,106千円) (4)小児慢性特定疾病対策事業 (127,117千円)
5 母性保健対策事業	405,776	国 53,091 県 78,647 寄 2,300	283,014	国 12,508 県 30,433	保健・福祉・医療・教育等の関係機関と連携を図りながら、不妊相談、多胎児家庭育児支援、各種教室を実施する。 出産後は、うつ病や産後精神病など女性の生涯で最も精神障害をきたしやすい時期である。このことは、母親の苦痛に留まらず愛着形成の障害や育児不安などのかたちで、育児の障害や子どもの発達に与える影響も大きい。このことから新生児訪問時に、産後うつスクリーニングを実施し、支援が必要な母親及び家族に対して継続訪問を実施する。令和3年4月から産後ケア事業を実施する。 妊婦の健康管理の充実と経済的負担軽減を図るため、公費負担制度を実施しており、基本受診券14枚、検査受診券10枚を

					<p>交付している。令和2年10月から、多胎妊婦に対し、基本受診券2枚と超音波検査券2枚を追加交付した。令和3年4月から基本受診券5枚とした。</p> <p>不妊治療は、令和4年4月から保険適用になったことから、特定不妊治療は、経過措置分のみ助成する。また、一般不妊治療費助成は、令和3年度をもって事業を終了した。</p> <p>(1)母性保健事業 (8,509千円) (2)会計年度任用職員雇用経費 (12,745千円) (3)産後うつ対策事業 (3,130千円) (4)妊婦健診事業 (205,095千円) (5)多胎児家庭育児支援事業 (1,271千円) (6)不妊治療事業 (51,384千円) (7)不育症治療費助成事業 (880千円)</p>		
6 健康増進対策事業	62,800	使 国 県 諸	2,419 219 10,463 24,676	80,496	使 国 県 諸	1,824 252 14,077 28,482	<p>(1)健康教育相談事業 (322千円) 健康増進に関する正しい知識の普及や健康に関する個別の相談に応じることで市民の健康意識を高め疾病予防を図ることを目的に、健康教育及び健康相談を実施する。</p> <p>(2)食育推進事業 (528千円) 様々な年代を対象に、市民の食や栄養に関する啓発事業を行う。</p> <p>(3)健康推進事業 (1,755千円) 市民の身近なところで健康づくりを行うため、地域の健康づくりリーダーである健康推進員を養成する。</p> <p>(4)基本健康診査事業 (2,782千円) 生活保護受給者等を対象に、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とした健康診査を実施する。</p> <p>(5)歯科保健推進事業 (6,305千円) 成人歯科保健対策として、歯周病検診(30歳・35歳・40歳・45歳)と妊婦歯科検診を実施する。</p> <p>(6)肝炎ウイルス検診事業 (15,924千円) 肝炎ウイルス感染者の早期発見を目的に、医療機関委託による個別検診及び集団特定健診と同時実施による集団検診を実施する。</p> <p>(7)後期高齢者健康診査事業 (37,731千円) 滋賀県後期高齢者医療広域連合より委託を受け、後期高齢者医療制度被保険者を対象とした健康診査を実施する。</p> <p>(8)胃がんリスク検診事業 (3,403千円) 胃がんリスクの高い人を早期に発見し医療につなげることを目的に、胃がんリスク検診(胃の健康度検査)を医療機関に委託して実施する。</p> <p>(9)がん対策推進事業 (11,008千円) 「大津市がん対策推進条例」の施行に伴うがん対策推進基本計画に基づき、がん対策を推進する。</p> <p>(10)受動喫煙防止対策事業 (738千円) 改正された健康増進法に基づき、各施設管理権原者等の受動喫煙防止対策の促進に向けて、啓発や指導等を行う。</p>

7 がん検診推進事業	263,670	使 国 県 諸	34,045 5,585 710 16	314,639	使 国	40,388 6,600	(1) 胃がん検診事業 (29,539 千円) 胃がんの早期発見を目的に胃部エックス線検査法による検診車での集団検診及び胃内視鏡検査法による医療機関委託による個別検診を実施する。 (2) 子宮頸がん検診事業 (98,546 千円) 子宮頸がんの早期発見を目的に、医療機関委託による個別検診及び検診車による集団検診を実施する。 (3) 乳がん検診事業 (41,172 千円) 乳がんの早期発見を目的に、医療機関委託による個別検診及び検診車による集団検診を実施する。 また、集団特定健診と同時実施による集団検診を実施する。 (4) 大腸がん検診事業 (47,407 千円) 大腸がんの早期発見を目的に、医療機関委託による個別検診及び集団特定健診と同時実施による集団検診を実施する。 (5) 肺がん結核検診事業 (83,680 千円) 肺がん及び結核の早期発見を目的に、医療機関委託による個別検診及び集団特定健診と同時実施による集団検診を実施する。 (6) がん検診推進事業 (14,295 千円) 健康増進法に基づく 5 がん検診の受診率向上対策を実施する。
一般会計 合 計	1,378,485	使 国 県 寄 諸	39,385 172,506 98,448 2,300 29,728	1,144,922	使 国 県 諸	45,523 115,762 51,429 32,171	
国民健康保険 事業特別会計	259,358			302,156			(1) 保健事業 (76,482 千円) 国民健康保険被保険者の健康保持、増進のために、国民健康保険法第 82 条に基づき保険者として生活習慣病重症化予防対策や重複頻回受診者等の訪問指導、がん検診受診費用の助成等を実施する。 (2) 特定健診・保健指導事業 (225,674 千円) 高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条及び第 24 条に基づき保険者として、国民健康保険被保険者に糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に健康診査・保健指導を実施する。

6 子ども発達相談センター

(単位：千円)

	令和3年度		令和4年度		説明(令和4年度)
	決算見込額	左の特定財源内訳	予算額	左の特定財源内訳	
1 職員給与費	47,152		46,517		子ども発達相談センター(6人)
2 小児保健対策費	43,050	国 10,459 県 5,229	44,324	国 11,591 県 5,795	(1) 会計年度任用職員雇用経費 (36,595千円) (2) 子ども発達相談事業 (7,729千円) 発達障害の疑いのある子どもへの早期発見、継続的相談や支援、校園での発達支援、関係部局との連携をすすめる子どもの発達に関する拠点施設として、3歳6か月児健診終了後の幼児から中学生までの発達に関する相談を実施する。 ① 発達相談・発達検査 専門職種(発達相談員、作業療法士、保健師など)が発達相談を受け、必要に応じて発達検査を実施する。 ② 小児科医による診察 発達等に関する診察を行い、支援や治療の方向性について助言する。 ③ 地域連携・保護者支援 校園との連携(訪問観察等)により、子どもの発達を支援、また発達障害に関する啓発等の研修を実施する。
合 計	90,202	国 10,459 県 5,229	90,841	国 11,591 県 5,795	

※千円単位での表示のため、合計金額が一致しない場合がある。